

道路外利便施設に関する協定

道路管理者 近畿地方整備局（以下「甲」という。）と道路外利便施設の所有者 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院（以下「乙」という。）、道路外利便施設の敷地である土地の買戻特約の権利を有する者である大阪市（以下「丙」という。）は、乙が所有する道路外利便施設について、この協定に定める範囲において甲が管理することに合意し、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の37第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道路外利便施設を継続的に適切に管理し、道路の通行者又は利用者の利便の確保のために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路外利便施設 道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設であつて、乙が道路の区域外に設けた工作物又は施設をいう。
- 二 道路外利便施設の管理 道路外利便施設の維持、修繕、その他の管理をいう。
- 三 道路外利便施設の利用者等 道路外利便施設の利用者又はその周辺の土地若しくは施設の所有者、利用者及び通行者をいう。

（対象となる道路外利便施設及び当該利便施設に係る敷地）

第3条 この協定の対象となる道路外利便施設及び当該利便施設に係る敷地（以下「道路外利便施設及びその敷地」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 道路外利便施設及びその敷地の位置は、別図のとおりとする。
- 3 前2項の別表又は別図の記載事項に変更が生じた場合においては、甲と乙は協議を行い、当該変更等の内容に従って別表又は別図を変更するものとする。

（道路外利便施設の管理）

第4条 甲は、前条第1項に規定する道路外利便施設について、次の定めるところにより、当該道路外利便施設の管理を自ら行うものとする。

- 一 通路（路盤より地下部は除く）、側溝及びグレーチングの維持・修繕
- 2 甲は、必要に応じて、乙と協議を行い、当該道路外利便施設の管理を行うものとする。
- 3 乙は、当該道路外利便施設について、前2項に定める甲が行う道路外利便施設の管理以外の管理を行うものとし、主に次の各号に定める管理を行うものとする。
 - 一 通路（路盤より地下部は除く）、側溝及びグレーチングの日常の巡視
 - 二 通路（路盤より地下部は除く）の清掃
- 4 乙は、甲が行う当該道路外利便施設の管理について協力しなければならない。

5 甲又は乙は、第1項から第3項に規定する当該道路外利便施設の管理の範囲に変更が生じた場合においては、別途乙又は甲と協議を行い、変更することができるものとする。

6 乙は、当該利便施設協定の締結後において、第3条第1項に規定する道路外利便施設及びその敷地に新たな物件等を設けようとする場合においては、あらかじめ甲と協議を行うものとする。

(道路外利便施設の管理に要する費用の負担)

第5条 前条第1項及び第2項の規定により甲が行う道路外利便施設の管理に要する費用については、原則として、甲が負担するものとする。ただし、乙と協議の上、別途、管理に要する費用の負担方法について定めることができるものとする。

2 前条第3項により乙が行う道路外利便施設の管理に要する費用については、原則として、乙が負担するものとする。ただし、甲と協議の上、別途、管理に要する費用の負担方法について定めることができるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定を締結した日から道路外利便施設の存する期間、有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定における丙の関与は買戻権を行使できる期間(令和8年8月10日まで)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、道路が廃止され、道路外利便施設により当該道路の通行者又は利用者の利便を確保する必要がなくなった場合においては、この協定を終了するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第7条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めてこの協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

2 乙は、甲がこの協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めてこの協定を履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

3 前2項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、この協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又はこの協定に違反した者に対する申し入れによりこの協定を解除することができるものとする。

4 前項に掲げる措置に要した費用は、この協定に違反した者が負担するものとする。

(協定の掲示方法)

第8条 甲は、この協定又はその写しを甲の大阪国道事務所において閲覧している旨を、道路外利便施設又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(道路外利便施設及びその敷地内への立入り)

第9条 甲は、道路外利便施設の管理を行うため必要がある場合には、第3条に掲げる道路外利便施設及びその敷地内に立ち入ることができる。

2 甲は、前項の規定により道路外利便施設及びその敷地内に立ち入り、乙に損害を与えた場合においては、当該損害を乙に賠償しなければならない。

(立入り等の受忍)

第10条 乙は、正当な事由がない限り、前条の立入りを拒み、又は妨げてはならない。

2 前項の規定に違反した場合においては、乙は、それにより甲に与えた損害を賠償しなければならない。

(道路外利便施設の危険防止)

第11条 甲又は乙は、第3条第1項に規定する道路外利便施設において、老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、道路外利便施設の利用者等に対して危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、あらかじめ、乙又は甲と日時及び方法について協議を行い、危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による道路外利便施設の措置に要する費用の負担については、甲又は乙が負担することとし、別途協議して定めるものとする。

(非常災害時等における道路外利便施設の危険防止)

第12条 甲又は乙は、非常災害、事故等により第3条に掲げる道路外利便施設が当該施設の利用者等に対して危険を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、あらかじめ、乙又は甲と協議を行うことが困難であるときは、前条の規定にかかわらず、甲又は乙は自ら必要最低限の範囲において、必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の規定による道路外利便施設の措置に要する費用の負担については、甲又は乙が負担することとし、別途協議して定めるものとする。

(道路外利便施設及びその敷地に損害が生じた場合の措置)

第13条 甲は、第4条第1項及び第2項の規定による道路外利便施設の管理の瑕疵により乙に損害を与えた場合においては、当該損害を乙に賠償しなければならない。

2 乙は、第4条第3項の規定による道路外利便施設の管理の瑕疵により甲に損害を与えた場合においては、当該損害を甲に賠償しなければならない。

(善管注意義務)

第14条 甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって、道路外利便施設の管理を行わなければならない。

2 甲及び乙は、道路外利便施設及びその敷地内において、道路外利便施設の構造に損害を及ぼし、又は危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならない。

(道路外利便施設及びその敷地の貸与及び譲渡)

第15条 乙は、道路外利便施設及びその敷地の全部又は一部を貸与しようとする場合において

は、当該貸与に係る契約に、当該貸与を受けようとする者が乙と同一の条件の下でこの協定に規定する義務を遵守しなければならない旨の条項を定めるとともに、当該貸与を受けようとする者に当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に提出させなければならない。

- 2 道路外利便施設及びその敷地の全部又は一部の貸与を受けた者が、当該貸与に係る契約に定められた前項の条項に違反した場合には、甲は乙に対して当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- 3 乙は、道路外利便施設及びその敷地の全部又は一部を譲渡しようとする場合においては、当該譲渡に係る契約の締結にあたって、当該譲渡を受けようとする者が乙と同一の条件の下でこの協定に規定する義務を遵守しなければならない旨、十分な説明を行わなければならない。
- 4 乙は、前項の規定に基づき、道路外利便施設及びその敷地の全部又は一部を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならない。

(道路外利便施設及びその敷地の目的外使用)

- 第16条 甲及び乙は、第3条第1項に規定する道路外利便施設が第三者により目的外に使用されている場合においては、別途協議の上、必要な措置を講ずるものとする。この場合、第三者に対する必要な措置については、原則として乙が行うものとする。
- 2 甲は、第3条第1項に規定する道路外利便施設の敷地が第三者により目的外に使用されている場合においては、別途協議の上、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 前2項に規定する第三者に対する必要な措置については、甲及び乙は別途協議を行い、甲が第三者に対して必要な措置を講ずることができるものとする。

(協議)

- 第17条 甲、乙及び丙はこの協定を変更する必要がある場合又はこの規定に定めのない事項、疑義を生じた事項について新たに定める必要がある場合においては、その都度協議するものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 5 年 12 月 26 日

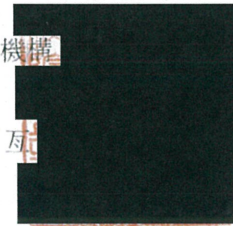
甲 大阪市中央区大手前3-1-4 1
国土交通省
近畿地方整備局長

見坂 茂範



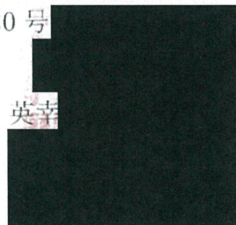
乙 大阪市港区磯路1-7-1
独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪みなと中央病院
院長

細川 互



丙 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
大阪市長

横山 英幸



別表

道路外利便施設及びその敷地の表示（令和 5 年 12 月 26 日）

利便施設の名称		一般国道 43 号大阪みなと中央病院前通路
利便施設の所在地		大阪市港区磯路 1 丁目 7 番 1
敷地	所在地	利便施設の所在地に同じ
	面積	43.3 m ²
備考		通路 43.3 m ² 側溝及びグレーチング 30.84 m

（注）備考欄には、管理上必要な事項を記載するものとする。

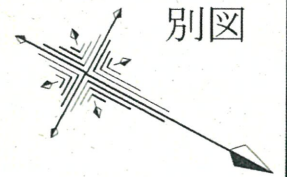
口付欄には、道路管理者が管理することとなる年月日を記載するものとする。

1号機 平面図

S=1:100 (A3)

(南西；病院側)

別図



協定範囲 L=30.17m
A=43.3m²

南西側 (病院側)

公開空地全体 43.3m²

H階段
(撤去)

G階段

国道43号

弁天町駅前第一地下道

